

## 独立行政法人日本芸術文化振興会中期計画

平成 20 年 3 月 31 日

文 部 科 学 大 臣 認 可

変更認可 平成 21 年 5 月 18 日

### (序 文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本芸術文化振興会が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

### (基本方針)

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）及び我が国における現代の舞台芸術（以下「現代舞台芸術」という。）を中心に、我が国における文化芸術振興の中核的拠点として、その果たすべき役割、国民の多様な関心を常に踏まえながら、

- ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する資金の提供等の援助を行うこと
  - ② 劇場施設を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うとともに、劇場施設を伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及等を目的とする事業の利用に供すること
  - ③ 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと
  - ④ 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集・活用を行うこと
- 等多様な活動を展開し、もって芸術その他の文化の向上に寄与する。

業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、伝統文化や現代舞台芸術をはじめとする様々な文化について高い識見を有する者で構成することとし、事業実施に当たっては、そこでの幅広い審議及び意見を参考とするとともに、芸術家、芸術団体等の自主性・創造性を十分に尊重しつつ行うこととする。

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 文化芸術活動に対する援助

#### (1) 助成金の交付

ア 国民が文化芸術に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、多様な資金を活用し、芸術家及び芸術団体等が実施する次に掲げる活動に対し助成金を交付する。

- ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
- ② 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活

用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

- ③ その他、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

#### イ 助成金交付事務の効率化等

助成金の交付に際しては、助成金交付事務の効率化、審査手続き等に関する客観性及び透明性の確保並びにより効果的な援助を行う観点から、助成金の申請手続き、審査及び助成方法等について、以下の措置を講ずるとともに、外部専門家等による委員会において審査方法等選考に関する基準を策定・公表する。

- ① 地方公共団体、教育委員会との連携協力の推進の検討
- ② 助成の成果等に対する評価を踏まえた審査の充実を図るための助成対象活動の実施状況等調査及び調査結果や応募状況等を勘案した効果的かつ効率的な助成についての検討
- ③ 助成金交付事務に係る情報システムの機能強化及び事務手続き・申請手続きの簡素化等、情報通信技術を活用した申請手続き等の合理化の検討を行い、交付申請書受理から交付決定までの期間については、前中期目標期間の実績以下とする。

ウ 助成金の交付に際しては、芸術文化団体等の文化芸術活動の充実・活性化や自助努力の助長など適切な助成効果が得られるよう配慮する。また、芸術文化団体等の自主性を十分尊重することに留意する。

エ 芸術文化振興基金の管理運用については、安全性を重視するとともに、安定した収益の確保によって継続的な助成が可能となるよう、資金内容及び経済情勢の正確な把握に努め、各年度に定める運用方針のもとに、効率的な方法により行う。

オ 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 21 年度からを目途に文化庁の助成事業（芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金）と振興会の助成事業（舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金）を統合・一元化することとし、これらのバランスを図り、より効果的な助成を行うことを目標として、平成 20 年度中に統合・一元化に向けた検討を行い、所要の措置を講じる。その際、全体の助成規模は拡大しないこととする。

#### (2) 助成に関する情報等の収集及び提供

文化芸術活動に対する援助の中核的拠点として、文化芸術活動に関する情報を収集し、データベース化やホームページを通じた提供等を推進する。ホームページにおいては、募集案内、助成対象活動をはじめとする芸術文化団体等に対する各種情報等の提供を充実させ、中期目標期間のアクセス件数を前中期目標期間の実績以上とする。また、広報誌を定期的に発行する。

## 2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

### (1) 伝統芸能の公開

伝統芸能の公開については、つとめて古典伝承のままの姿で、なるべく広く、各種の伝統芸能の演出や技法を尊重しながら、その正しい維持と保存に努めることと

し、中期目標の期間中以下のとおり伝統芸能の公開を行う。

ア 歌舞伎公演

原典を尊重し、筋の展開が理解しやすい「通し狂言」での上演を基本とし、その上で上演の途絶えた優れた演目の復活上演、途絶えつつある演出や場面の復活、新歌舞伎等の見直し、歌舞伎の新作の上演、解説を付した入門公演等に努め、歌舞伎の継承と普及を図る。年間 7 公演程度実施する。

イ 文楽公演

筋の展開が理解しやすい「通し狂言」や、観客層の拡大を図るため現代の嗜好を活かし、見せ場を中心に複数演目を並べる「見取り狂言」等の様々な上演形態により鑑賞できる機会を提供する。また、伝統を基盤にした新作の上演や中絶した古典演目の復活上演等にも取り組み、文楽の継承と普及を図る。年間 10 公演程度実施する。

ウ 舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等公演

それぞれの芸能について、質の高い技芸の公開を基本としつつ、芸能の希少性や芸能史上の価値の再認識をもたらす公演、特定のテーマにより構成した企画性が高い公演等の実施により、多様な芸能の継承と普及を図る。全体で年間 21 公演程度実施する。

エ 大衆芸能公演

落語、講談、浪曲、漫才をはじめ、奇術、太神楽（曲芸）等、寄席を中心に受け継がれてきた伝統的な大衆芸能について、多彩な出演者により企画性の高い公演を実施するなど幅広く鑑賞できる機会を提供し、その技芸の向上に資するとともに、観客層の拡大に努め、これらの継承と普及を図る。年間 65 公演程度実施する。

オ 能楽公演

伝統的な能狂言の演目と各流の演者を能楽全体を見渡す視点に立って組み合わせ、年間を通じて上演するとともに、解説を付した公演の実施や新作能狂言、復曲の試みなど、多様な活動により能楽の継承と普及を図る。年間 51 公演程度実施する。

カ 組踊等沖縄伝統芸能公演

組踊、琉球舞踊、三線音楽、沖縄芝居等の鑑賞機会を提供するとともに、本土の芸能やアジア・太平洋地域の芸能などの公演を実施し、沖縄の伝統的な芸能の継承及び普及を図る。年間 30 公演程度実施する。

キ 演目の拡充

演目の拡充を図るため、優れた作品で上演が途絶えたものを復活して上演するための調査研究を行い、また新作の脚本について募集等を行う。

(2) 現代舞台芸術の公演

国際的に比肩し得る高い水準の現代舞台芸術を自主制作により公演するものとし、中期目標の期間中以下のとおり現代舞台芸術の公演を行う。

ア オペラ公演

名作と呼ばれる代表的な作品を上演するとともに、上演機会の少ない優れた作品や日本の作曲家の作品の上演にも努め、それらをレパートリーとして蓄積し、繰り返し上演することにより、オペラの振興と普及を図る。年間 13 公演程度実施する。

#### イ バレエ公演

スタンダードな演目を多彩なキャストで上演し、観客層の拡大に努めるとともに、国内外の振付家による質の高い新国立劇場のオリジナル作品の企画・上演にも努め、それらをレパートリーとして蓄積し、繰り返し上演することにより、バレエの振興と普及を図る。年間6公演程度実施する。

#### ウ 現代舞踊公演

特徴あるスタイルを持つ振付家による斬新な企画や内外で高い評価を得ている公演等を実施し、現代舞踊の振興と普及を図る。年間4公演程度実施する。

#### エ 演劇公演

新作上演を企画・発信するとともに、我が国で創作された作品の再評価や海外の優れた作品の紹介、地域で活躍する劇団等との交流に努め、現代演劇の振興と普及を図る。年間9公演程度実施する。

#### (3) 青少年等を対象とした公演

ア 伝統芸能を次世代に伝え、新たな観客層の育成を図るため、上記(1)の伝統芸能の公開の中で青少年等を対象とした鑑賞教室等を年間8公演程度実施する。

イ 青少年等が現代舞台芸術に触れる機会を確保し、新たな観客層の育成と現代舞台芸術の普及を図るため、上記(2)の現代舞台芸術の公演の中で青少年等を対象とした鑑賞教室等を年間3公演程度実施する。

ウ 実施に際しては、日頃伝統芸能及び現代舞台芸術に触れる機会の少ない社会人などに配慮した企画等の実施に努めるとともに、各鑑賞事業の連携協力を強化するなど、その充実を図る。

#### (4) 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の実施に際しての留意事項等

ア より幅広く多くの方が鑑賞することを目指して、分野ごとに前中期目標期間の実績を超えるよう、主催公演の実施に当たっては、個々の実施目的、演目、過去の鑑賞者数の状況等を踏まえた適切な鑑賞者数の目標を設定し、その達成に努める。

イ 外部専門家等の意見を聴取するとともに、アンケート調査を適宜実施し、公演事業に反映させる。

ウ 国、地方公共団体、芸術団体、企業等と連携協力し、共催、受託などによる公演等の実施に努める。

エ 全国各地において広く伝統芸能及び現代舞台芸術を鑑賞できる機会を確保するため、国、地方公共団体、教育委員会等と連携協力を図り、各地の文化施設等において実施する。

オ 我が国の伝統芸能及び現代舞台芸術の海外における理解の促進と活性化等に寄与するため、国等との連携協力を図り、舞台芸術等の国際交流に資する公演等の実施に努める。

#### (5) 快適な観劇環境の形成

観客本位の快適な環境の形成のため、以下のとおりサービスの向上に努め、来場者等の満足度の向上を図る。

ア 高齢者、身体障害者、外国人等の利用にも配慮した快適な観劇環境を提供するため、動線や施設設備の工夫、表示類の整備、英語等主要外国語による案内・解

説等の充実、売店やレストラン等におけるサービスの向上を図る。

イ インターネットによる入場券販売の充実等により、観客の利用形態に応じた利便性の高い多様な販売方法を提供する。

ウ 公演内容等の理解を促進するため、公演内容に応じて解説書を作成するとともに、音声同時解説や字幕表示などのサービスを積極的に提供する。また、鑑賞団体等に対し、観劇にあわせた事前の公演内容の説明会や施設の見学会を適宜実施する。

エ 観客等の要望、利用実態等を把握するため、劇場モニター制度の導入を検討する。

#### (6) 広報・営業活動の充実

より多くの人々が幅広い分野の公演を鑑賞することを目標として、以下の取組みにより一層効果的な広報・営業活動を展開する。

ア 公演内容に応じた効果的な宣伝活動を実施する。また、伝統芸能、現代舞台芸術についての国民の理解促進、情報入手等に寄与し、振興会の事業について周知を図るため、広報誌を定期的に発行するとともに、英語を含むホームページ・メールマガジン等による情報提供を充実する。ホームページについては中期目標期間のアクセス件数を前中期目標期間の実績以上とする。

イ 年間の公演を通して購入できるシーズンシート、セット券等の拡充など鑑賞者の需要を的確にとらえた営業活動を展開する。

ウ 会員組織において、会報による定期的な情報提供、入場券販売サービス、会員向け催事の開催等により観劇機会の増加を図る。また、会員に対しアンケート調査を適宜実施し、サービスの向上を図る。なお、会員数については、前中期目標期間の実績以上とする。

#### (7) 劇場施設の使用効率の向上等

ア 振興会が行う伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公演等各種事業の実施に支障のない範囲で、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及、その他の目的のための事業に対し、劇場施設を積極的に貸与する。

その際、主催公演の利用計画の早期決定に努め、利用者に対する利便性の向上を図るとともに、各種事業について効率良く日程を組むなど、劇場の使用効率の向上を図り、来場者の増加を図る観点から貸与日数を増やし、劇場全体の公演回数の増加を図る。なお、中期目標期間における主催公演日数と貸し劇場日数を合計した数を使用可能日数で除した率については、前中期目標期間の実績以上とする。

イ 利用者の利便性を高めるため、各施設及び設備等の概要、利用方法、空き日等の情報をホームページ等により提供する。

また、施設等の利用料金については、定期的に他の施設の実態等を調査し、適正な価格となるよう努めるとともに、利用者に対しアンケート調査を適宜実施し、その調査結果を踏まえ、貸与手続きの簡素化・効率化の推進等利用の一層の充実を図る。

### 3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家等その他の関係者の研修

#### (1) 伝統芸能の伝承者の養成

伝統芸能を長期的な視点に立って保存振興し、伝承者を安定的に確保及び養成す

るため、次のとおり実施する。

ア 伝統芸能の各分野の伝承者について、重要無形文化財保持者等を講師として、実技研修・研修発表会等を中心とする実践的・体系的なカリキュラムにより、中期目標の期間中に以下の人数の研修修了を目途とした養成研修を実施する。

- ① 歌舞伎俳優、音楽伝承者養成：24人程度（研修期間2ないし3年間）
- ② 大衆芸能伝承者養成：4人程度（研修期間3年間）
- ③ 能楽伝承者養成：基礎課程5人程度（研修期間：基礎課程3年間、専門課程3年間）
- ④ 文楽伝承者養成：6人程度（研修期間2年間）
- ⑤ 組踊承者養成：9人程度（研修期間3年間）

イ 研修修了生を中心に伝承者の技芸の向上を図るため、次のとおり既成者研修を実施するとともに、組踊既成者研修の実施について検討を行う。

- ① 既成者研修発表会
  - ・ 歌舞伎俳優既成者研修発表会（年2回程度）
  - ・ 歌舞伎音楽既成者研修発表会（年1回程度）
  - ・ 能楽既成者研修発表会（年3回程度）
  - ・ 文楽既成者研修発表会（年3回程度）
- ② 能楽研究課程（1年間）
- ③ その他必要に応じた研修

ウ 実施に際しては、民間団体の実施動向も踏まえて国として支援が必要な分野に限定するものとし、各分野の公演等に必要な伝承者の人数が確保され、技芸の継承が確実と判断される年齢構成となっている等充足している場合は事業を休止し、不足している場合は事業を再開するなどの方針の下で、毎年度の各分野の実情を踏まえ、対象分野の存廃も含めて不断に見直しを行う。その上で、各分野の伝承者の人数、年齢構成、公開の実施状況等についての把握・調査・検討、研修修了後の就業機会確保のための関係団体等との協議、外部専門家等の意見等を踏まえて、養成すべき分野及び人数等を決定する。

## (2) 現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

高い技術と豊かな芸術性を備えた実演家等を育成するため、実演家等の研修を次のとおり実施する。

ア オペラ研修及びバレエ研修については、国際的な活躍が期待できる水準の実演家を育成することを目標とし、演劇研修については、確かな演技力等を備えた次代の演劇を担う実演家を育成することを目標として、第一線で活躍する各分野の専門家等を講師として実践的・体系的なカリキュラムにより、中期目標の期間中に以下の人数の研修修了を目途とした研修を実施する。

- ① オペラ研修：25人程度（研修期間3年間）
- ② バレエ研修：30人程度（研修期間2年間）
- ③ 演劇研修：75人程度（研修期間3年間）

イ 実施に際しては、対象とする分野、人数等について、関係団体等の要望、専門家の意見等を踏まえ、計画的・系統的に行うとともに、成果の検証とその結果に

基づき、研修分野・規模について不断の見直しを行う。

(3) 実施に当たっての留意事項

- ア 養成研修事業についての国民の関心を喚起するため、広報活動を充実する。
- イ 研修生等が実演経験を積む機会の充実を図るため、児童・生徒等の体験学習や劇場外における様々な文化普及活動への参画に努める。
- ウ 幅広い分野で養成・研修事業を実施している振興会の特長を活かし、伝統芸能分野と現代舞台芸術分野の相互交流について検討・実施する。
- エ 外部評価、研修実施方法等について、外部の有識者等を含めた委員会等において検討し、その結果を踏まえ、共通科目の統一の実施などメニューや研修実施方法等の改善を図るとともに、事業全体の経費の効率性の向上に努める。また、研修修了生の動向把握により、成果の検証を行う。
- オ 国の文化振興施策との連携に留意しつつ、国立劇場、新国立劇場等の人材や施設を活用し、公演制作者や舞台技術者等の実地研修等の受入れ、協力に努める。

4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演等の充実に資するとともに、その成果を研究者や国民一般に提供し伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進を図るため、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究、資料の収集及び活用を行う。

実施に当たっては、所期の目的を達成したものから見直しを行い、振興会ならではの特性あるものに重点化を図る観点から計画的に実施するとともに、成果についてインターネットでの公開など多様な方法を用いて広く一般に普及を図る。また、一般利用者等の意見・要望等を聴取するとともに、外部専門家等の意見を踏まえ、事業の充実に反映させる。

(1) 伝統芸能に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

- ア 上演の途絶えた演目又は場面などの台本研究等を実施するとともに、自主公演の実施に際し、上演・演目・台本・場面・演出・演技等に関する過去の記録等を調査した上演資料集を作成し、上演内容への理解促進等に活用する。
- イ 近代における日本各地の歌舞伎を主とした演劇興行に関する記録を調査し、「近代歌舞伎年表」を作成し、再演等に活用する。また、昭和以降に上演された文楽の年表の刊行に向けた準備を行う。
- ウ 国立劇場で上演する伝統芸能に関し、古文書の復刻、意識及び実態に関する調査統計資料の作成等を実施し、公演の充実等に活用する。また、伝統芸能への理解の促進に資するための書籍等を刊行する。
- エ 組踊等沖縄伝統芸能に関し、「沖縄芸能史年表」を作成し、再演等に活用する。
- オ 伝統芸能関係図書、歌舞伎錦絵等博物資料、主催公演の上演情報等の収集及び分類整理を行い、閲覧に供する。また、収集した図書及び資料等により、芸能資料に関する目録・図録等の作成、他の博物館施設等への貸与等を行う。
- カ デジタル技術により、収集した資料のデータベース化や収集した資料等を活用したデジタルコンテンツの充実など、文化デジタルライブラリー等の整備を行い、インターネットにより公開する。

キ 収集した資料等を各劇場施設の目的に沿って次のとおり展示公開する。展示公開に当たっては、一般公開施設について来場者の利便性の向上と広報活動の強化を図り、資料展示室の来場者数については、前中期目標期間の実績以上とする。

- ・ 伝統芸能情報館資料展示室 年 3 企画程度
- ・ 演芸資料館資料展示室 年 3 企画程度
- ・ 能楽堂資料展示室 年 4 企画程度
- ・ 文楽劇場資料展示室 年 5 企画程度
- ・ 国立劇場おきなわ資料展示室 年 4 企画程度

(2) 現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

ア 新国立劇場で上演する現代舞台芸術に関し、上演や作品についての資料調査を実施し、公演の充実等に活用する。

イ 現代舞台芸術に関する図書、文献資料、視聴覚資料、主催公演の上演情報等を収集し、閲覧・視聴に供する。また、他の劇場施設等への貸与を行う。

ウ 収集した資料等を次のとおり展示公開し、舞台美術センター資料館の来場者数については、前中期目標期間の実績以上とする。

- ・ 舞台美術センター資料館 年 2 企画程度

(3) 公演記録の作成・活用、普及活動の実施

ア 主催公演を中心に演技・演出等の記録を録音・録画・写真等により適切に作成・保存し、閲覧・視聴に供する。

イ 公演記録映像については、鑑賞会等を開催するとともに、必要な著作権処理を行った上で、劇場上映やインターネット配信、販売等の一層の有効活用を図る。

ウ 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する公開の講座、鑑賞会等を実施する。実施に当たっては、広報活動を十分に行い、前中期目標期間の実績以上の参加者数を確保するとともに、適宜、参加者へのアンケート調査を行い、平均して回答者の 80% 以上から有意義であったと回答されるよう内容について検討し、さらに充実を図る。また、公演の実施にあわせた関連講座、展示等を適宜実施する。

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 劇場利用者等へのサービスその他の業務の質の向上を考慮しつつ、運営費交付金を充当して行う業務について、国において実施されている行政サービス実施コストの効率化を踏まえ、既存事業の徹底した見直し、業務の効率化を進め、平成 19 年度予算を基準として中期目標期間中に、退職手当、特殊要因経費を除き、一般管理費などの事務的経費については 15% 以上、事業費についても毎事業年度につき 1% 以上の効率化を図る。

また、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、人件費については、平成 22 年度において、平成 17 年度の人件費に比較して、5% 以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組みを平成 23 年度まで継続する。但し、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当及び超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚

生費は含まない。なお、役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、必要な見直しを進める。

これらを達成するため、以下の措置について検討・実施する。

(1) 効率化に関する取組み

ア 効率的な情報システムの整備により、各事業の効果的・効率的な運営を支援する。情報システムの整備に当たってはセキュリティー対策に十分留意する。

イ 手続きの簡素化等により、業務運営の効率化及び利用者の利便性の向上を図る。

ウ 国立劇場等の管理運営業務については、外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図る。

エ 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレス化等を推進し、使用資源の縮減を図り、環境に配慮した業務運営に努める。

(2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によることとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

また、その実施に当たっては、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。

ア 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

(3) 給与水準の適正化等

独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、国家公務員制度改革や類似独立行政法人等の人事・給与制度改革の動向を勘案しつつ、職員の能力や業績を適切に反映できる人事・給与制度への移行を推進する。また、給与水準については、適正化に関する検証結果や取組み状況について公表する。

(4) 組織機構の在り方の検討

業務運営の効率化等の進捗状況を踏まえ、組織機構の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 情報開示の推進

国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底するとともに、国民が最新の情報を円滑に得られるよう、ホームページにおける情報アクセスを容易にするなど、必要な措置を講ずる。

2 振興会に、外部の有識者、各分野の専門家等で構成する評価委員会を設置するとともに、当該委員会において、振興会の目標等を踏まえ、組織、運営、事業などについて評価を実施する。評価に際しては、担当部署が行う自己点検、事業の実施結果に対する当該分野の外部専門家からの意見聴取等を踏まえ実施する。また、評価結果については、公表するとともに、組織の改善、事業の見直し、事務の改善等に反映させ、業務運営の効率化、国民に対するサービスの向上等に資する。

### III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画および資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、国民の鑑賞機会の確保と芸術活動の独創性等に十分留意した上で劇場入場料等自己収入の増加を図ることや税制措置を活用した寄附金の確保等により、計画的な収支計画による運営を図る。

また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画の予算） 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり

### IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、10億円。

短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入の遅延が生じた場合である。

### V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

### VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。

- 1 助成事業の充実
- 2 公演事業の充実
- 3 伝統芸能伝承者養成事業・現代舞台芸術実演家等研修事業の充実
- 4 調査研究・資料の収集活用・公演記録の作成活用等事業の充実
- 5 研修器具、芸能資料等の購入・修理
- 6 観劇者サービス、情報提供の質的向上、老朽化対応等のための施設・設備の充実

### VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

#### 1 人事に関する計画

##### (1) 方針

ア 職員の計画的、適正な配置を図るとともに、効果的な人事交流を実施する。

イ 以下の取組みにより、事務能率の維持、増進を図る。

① 職員に対する実務研修等の充実により、各職員の能力開発、専門性の確保及び意識改革を行い、より効率的な業務運営を図る。

② 福利厚生の実施

##### (2) 人員に係る指標

常勤職員について人件費の抑制を図る。

(参考)

中期目標の期間中の人件費見込み 11,130百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当

に相当する範囲の費用である。

## 2 施設及び設備に関する計画

- (1) 施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のため、長期的な視野に立った整備計画を策定し、施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。

また、国立劇場本館が開場以来 40 年以上経過していることに鑑み、将来を見据えて、長期的な視野に立った整備方針について検討する。

- (2) 国立劇場おきなわの管理運営を適切に実施するため、用地（未購入の土地）について、施設・設備に関する計画に基づき計画的に購入を進める。

## 3 積立金の使途

前期中期目標の期間の最終年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、やむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務及び芸術文化振興基金の運用収入を充てるべき業務の財源に充てることとする。

## 4 その他振興会の業務の運営に関し必要な事項

- (1) 国立劇場おきなわの管理運営については、沖縄芸能・文化の独自性とその伝統を活かし、地方自治体等地域の協力を得るため、財団法人国立劇場おきなわ運営財団に委託して行う。

新国立劇場の管理運営についても、芸術家、芸術団体等の創意、工夫を取り入れるとともに民間等の協力を得るため、財団法人新国立劇場運営財団に委託して行う。

なお、委託に当たっては、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、更に効率化を図るとともに、透明性を確保する。

- (2) 振興会の設置・運営する劇場等の管理・運営等業務について、「公共サービス改革基本方針」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、民間競争入札の実施の可否等を検討し、平成 20 年度中に結論を得る。

(別紙1)

## 平成20年度~平成24年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	53,922
雑収入	380
文化芸術振興費補助金	20,712
施設整備費補助金	4,372
公演事業収入	14,783
公演受託事業収入	42
基金運用収入	9,198
寄附金収入	5
その他の収入	198
計	103,612
支 出	
一般管理費	5,935
うち人件費	3,215
うち物件費	2,720
事業費	48,367
うち人件費	10,522
うち国立劇場事業費	10,837
うち国立劇場おきなわ事業費	3,763
うち新国立劇場事業費	23,045
うち舞台芸術振興事業費	200
文化芸術振興費	20,712
施設整備費	4,372
公演事業費	14,783
公演受託事業費	42
基金助成事業費	9,401
うち人件費	567
うち物件費	8,834
計	103,612

[脚注]

- ・施設整備費補助金の金額は、中期目標期間中に予定される改修（更新）等についての試算である。
- ・舞台芸術振興事業費による支出は平成 20 年度予算に係るものである。
- ・文化芸術振興費補助金による収入、文化芸術振興費による支出は、平成 21 年度から平成 24 年度予算に係るものである。

[人件費の見積り]

期間中 11,130 百万円を支出する。

一般管理費	2,544 百万円
事業費	8,094 百万円
基金助成事業費	492 百万円

但し、上記の額は、常勤役職員の役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

基金助成事業費の人件費は、運営費交付金の対象外である。

[運営費交付金の算定ルール]

1. 事業部門人件費（事業費中の人件費）

毎事業年度の事業部門人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y)=P(y-1)\times\sigma$$

P(y)：当該事業年度における事業部門人件費。P(y-1)は直前の事業年度における事業部門人件費。

$\sigma$ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

2. 事業部門物件費（事業費中の物件費）

毎事業年度の事業部門物件費（R）については、以下の数式により決定する。

$$R(y)=R(y-1)\times\beta\times\gamma$$

R(y)：当該事業年度における事業部門物件費。R(y-1)は直前の事業年度における事業部門物件費。

$\beta$ ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具

体的な係数値を決定。

$\gamma$  : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

### 3. 管理部門人件費（一般管理費中の人件費）

毎事業年度の管理部門人件費（ $P_k$ ）については、以下の数式により決定する。

$$P_k(y) = P_k(y-1) \times \sigma$$

$P_k(y)$  : 管理部門人件費。 $P_k(y-1)$ は直前の事業年度における管理部門人件費。

### 4. 管理部門物件費（一般管理費中の物件費）

毎事業年度の管理部門物件費（ $R_k$ ）については、以下の数式により決定する。

$$R_k(y) = R_k(y-1) \times \beta$$

$R_k(y)$  : 当該事業年度における管理部門物件費。 $R_k(y-1)$ は直前の事業年度における管理部門物件費。

### 5. 自己収入

毎事業年度の自己収入（ $B$ ）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = B(y-1) \times \delta$$

$B(y)$  : 当該事業年度における自己収入の見積り。 $B(y-1)$ は直前の事業年度における自己収入。

$\delta$  : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

### 6. 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金（ $A$ ）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{P(y) + R(y)\} \times \alpha_1 + \{P_k(y) + R_k(y)\} \times \alpha_2 - B(y) + \varepsilon(y)$$

$A(y)$  : 当該事業年度における運営費交付金。

$\alpha_1$  : 事業費効率化係数。中期目標に記載されている効率化目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha_2$  : 一般管理費効率化係数。中期目標に記載されている効率化目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\varepsilon(y)$  : 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費

交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・ 運営費交付金の見積りについては、 $\varepsilon$  (特殊経費)は勘案せず、 $\alpha 1$  (事業費効率化係数)を各事業年度 1.0%の縮減 (退職手当を除く)、 $\alpha 2$  (一般管理費効率化係数)を各事業年度平均3.2%(平成19年度予算額を基準額として中期計画期間中に15%縮減)の縮減 (退職手当を除く)として試算。
- ・ 物件費については、 $\beta$  (消費者物価指数)は変動がないもの( $\pm 0\%$ )とし、事業部門物件費の $\gamma$  (業務政策係数)は一律1として試算。
- ・ 人件費の見積りについては、 $\sigma$  (人件費調整係数)は変動がないもの( $\pm 0\%$ )とし、人数の増減等がないものとして試算。退職手当については、平成20年度以降の年次見込に基づき試算。
- ・ 自己収入の見積りについては、 $\delta$  (自己収入政策係数)は1.0%として試算。
- ・ 施設整備費補助金については、平成20年度以降同額で試算。
- ・ 文化芸術振興費補助金については、平成21年度以降同額で試算。

(別紙2)

## 平成20年度~平成24年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
一般管理費	5,701
うち人件費	3,215
うち物件費	2,486
事業費	42,011
うち人件費	10,522
うち国立劇場等関係経費	31,289
うち舞台芸術振興事業費	200
文化芸術振興費	20,712
公演事業費	14,783
公演受託事業費	42
基金助成事業費	9,401
うち人件費	567
うち物件費	8,834
減価償却費	6,503
計	99,153
収益の部	
運営費交付金	47,332
雑収入	380
文化芸術振興費補助金	20,712
公演事業収入	14,783
公演受託事業収入	42
基金運用収入	9,198
寄附金収入	5
資産見返運営費交付金戻入	6,503
その他の収入	198
計	99,153
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(別紙 3)

平成 20 年度～平成 24 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	131,003
業務活動による支出	113,049
投資活動による支出	16,148
翌中期目標期間への繰越金	1,806
資金収入	131,003
業務活動による収入	119,640
運営費交付金による収入	53,922
文化芸術振興費補助金による収入	20,712
公演事業による収入	14,783
公演受託事業による収入	42
基金運用による収入	9,198
その他の収入	20,983
投資活動による収入	8,072
施設整備費補助金による収入	4,372
その他の収入	3,700
前中期目標期間よりの繰越金	3,291

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（単位：百万円）	財 源
国立劇場等施設設備整備	2,350	施設整備費補助金
国立劇場おきなわ土地購入費 (20年度～24年度)	2,022	施設整備費補助金

(脚注)

金額については見込みである。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。